

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和58年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年規則75号・23年4号〕

(受給資格の登録)

第2条 条例第4条に規定する申請は、それぞれ次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 妊娠届出書兼妊産婦医療費受給者証交付申請書（別記第1号様式の1）
- (2) 子ども医療費受給者証交付申請書（別記第1号様式の2）

一部改正〔平成14年規則55号・19年75号・21年63号・23年4号・26年58号〕

(受給者証の交付)

第3条 条例第5条に規定する受給者証の交付に当たっては、それぞれ次に掲げる医療費受給者台帳に必要事項を記載するものとする。ただし、前条第1項第2号の申請書を提出した者にあつては、市長が受給資格をないと認めたときは、子ども医療費受給者証交付申請却下決定通知書（別記第1号様式の3）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- (1) 妊産婦医療費受給者台帳（別記第2号様式の1）
- (2) 子ども医療費受給者台帳（別記第2号様式の2）

2 条例第5条に規定する受給者証の様式は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 妊産婦医療費受給者証（別記第3号様式の1）
- (2) 子ども医療費受給者証（別記第3号様式の2）

一部改正〔平成14年規則55号・19年75号・21年63号・23年4号・26年58号〕

(受給者証の再交付)

第4条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が条例第5条に規定する受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、妊産婦・子ども医療費受給者証再交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成14年規則55号・19年75号・23年4号〕

(受給者証の提出)

第5条 受給者は、対象妊産婦及び対象児童について医療を受けるときは、保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により受給者証を提示することがで

きない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則75号・23年4号〕

(助成の申請)

第6条 受給者が医療費の助成を受けようとする場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第7条第1項、第2項及び第5項に規定する助成を受けようとする対象妊産婦は、妊産婦・子ども医療費助成申請書（別記第5号様式。以下「助成申請書」という。）により申請すること。
 - (2) 条例第7条第1項又は同条第5項に規定する助成を受けようとする対象児童は、保険医療機関等に医療保険証及び受給者証を提示すること。
- 2 受給者が条例第7条第3項に規定する助成を受けようとする場合には、前項の規定による手続のほか保険医療機関等に標準負担額減額認定証を提示しなければならない。
 - 3 対象児童の受給者が前2項の規定による助成申請により助成を受けることができない場合は、助成申請書により申請するものとする。
 - 4 受給者が医療保険各法の規定に基づく療養費に係る助成を受けようとする場合は、助成申請書に保険者からの療養費の支給を証する書類等を添付して申請するものとする。
 - 5 受給者が条例第7条第5項に規定する助成を受けようとする場合は、助成申請書に当該事由を証する書類を添付して申請するものとする。
 - 6 対象児童の受給者が、市長と協定等を締結している柔道整復師の施術を受け、当該柔道整復師に対象児童の医療費の受領を委任する場合は、別記第5号様式に代えて、県単医療費助成申請書（柔道整復施術用）（別記第5号様式の2）を当該柔道整復師に提出するものとする。
 - 7 助成の申請は、受給者が医療を受けた月の末日から6月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一部改正〔平成14年規則55号・19年75号・23年4号・24年68号・25年41号〕

(助成額の決定)

第7条 条例第9条に規定する助成額の決定に当たっては、それぞれ次に掲げる医療費助成内訳表に必要な事項を記載するものとする。

- (1) 妊産婦医療費助成内訳表（別記第6号様式の1）
- (2) 子ども医療費助成内訳表（別記第6号様式の2）

追加〔平成14年規則55号〕、一部改正〔平成19年規則75号・23年4号〕

(付加給付内容の確認)

第8条 市長は、医療保険各法による付加給付の内容について、不明な事項がある場合は、付加給付証明願（別記第7号様式）により保険者から証明を受けるものとする。

一部改正〔平成14年規則55号・23年4号〕

（届出事項）

第9条 受給者は、住所の変更又は加入保険の変更等があったときは、妊産婦・子ども医療費受給資格内容等変更届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、対象妊産婦及び対象児童の医療が第3者の行為によって生じたものである場合は、直ちに被害の状況及び当該第3者の氏名、住所その他必要事項を市長に届け出なければならない。
- 3 受給者は、その資格を喪失した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成14年規則55号・19年75号・23年4号〕

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成14年規則55号・23年4号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用している様式等については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（昭和60年6月28日規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（昭和63年11月19日規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、なお従前の様式によることができるものとする。

附 則（平成5年7月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の新潟県柏崎市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例施行規則で定めた様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成6年3月31日規則第31号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則 (平成7年3月27日規則第7号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則 (平成7年9月28日規則第41号)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則 (平成8年7月30日規則第28号)

- 1 この規則は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則 (平成9年6月20日規則第55号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年8月28日規則第70号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月31日規則第75号)

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成12年 3 月22日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び幼児の医療費助成に関する条例施行規則で定めた様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年 3 月29日規則第55号）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び幼児の医療費助成に関する条例施行規則で定めた様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年 9 月30日規則第75号）

- 1 この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の別記第 3 号様式の 3 又は別記第 3 号様式の 5 による受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第 3 号様式の 3 又は別記第 3 号様式の 5 による受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第 3 号様式の 3、別記第 3 号様式の 5 及び別記第 6 号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年 9 月29日規則第105号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第 1 号様式の 1、別記第 2 号様式の 1、別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年 4 月17日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第5号様式及び別記第6号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成19年8月10日規則第75号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則の規定による受給者証とみなす。
- 3 幼児医療費助成事業の制度改正に伴い、対象保護者に事前に通知するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 4 この規則の施行の際、改正前の別記第5号様式及び別記第6号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第6号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成21年7月15日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 幼児医療費助成事業の制度改正に伴い、対象保護者に事前に通知するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式の1、別記第1号様式の2、別記第2号様式の1、別記第5号様式、別記第5号様式の2、別記第6号様式及び別記第9号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成23年2月18日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に乳児医療費の受給資格の登録をされている者は、施行日に子どもの医療費受給者台帳に登録されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の別記第1号様式の1、別記第3号様式の1及び別記第5号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成23年7月29日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第1号様式の2、別記第2号様式の2、別記第4号様式、別記第6号様式の1及び別記第6号様式の2の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成23年9月30日規則第58号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第1号様式の1及び別記第5号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成24年6月21日規則第68号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第8号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成25年2月26日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成25年 3 月27日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第 3 号様式の 2 による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成26年 5 月22日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際既に改正前の新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則別記第 1 号様式の 2 及び別記第 1 号様式の 3 によりなされた申請は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則別記第 1 号様式の 2 によりなされた申請とみなす。

附 則 (平成27年12月22日規則第74号)

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式の 3 の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式の 1 (第 2 条関係)

一部改正〔平成23年規則 8 号〕、全部改正〔平成23年規則 4 号〕、一部改正〔平成23年規則 4 号・27年74号〕

第 1 号様式の 2 (第 2 条関係)

全部改正〔平成26年規則58号〕

第 1 号様式の 3 (第 3 条関係)

追加〔平成21年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則 4 号・26年58号・27年74号〕

第 2 号様式の 1 (第 3 条関係)

全部改正〔平成23年規則 4 号〕

第2号様式の2（第3条関係）

全部改正〔平成23年規則48号〕

第3号様式の1（第3条関係）

全部改正〔平成23年規則4号〕

第3号様式の2（第3条関係）

全部改正〔平成23年規則4号〕、一部改正〔平成25年規則41号〕

第4号様式（第4条関係）

全部改正〔平成23年規則48号〕

第5号様式（第6条関係）

全部改正〔平成23年規則4号〕、一部改正〔平成23年規則58号・25年22号〕

第5号様式の2（第6条関係）

追加〔平成24年規則68号〕、一部改正〔平成25年規則22号〕

第6号様式の1（第7条関係）

全部改正〔平成23年規則48号〕

第6号様式の2（第7条関係）

全部改正〔平成18年規則105号〕、一部改正〔平成19年規則75号・23年4号・48号〕

第7号様式（第8条関係）

全部改正〔平成14年規則55号〕、一部改正〔平成23年規則4号・48号〕

第8号様式（第9条関係）

全部改正〔平成23年規則4号〕、一部改正〔平成24年規則68号〕